

社会福祉における〈政治〉と力

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-03-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 児島, 亜紀子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003332

社会福祉における〈政治〉と力

児 島 亜紀子

はじめに

われわれのここでの主題は、社会福祉と呼称される領域ではたらく「政治」と「力」との〈見取り図〉を描くことである。本稿の第1節では、フーコーの権力論とフェミニズムの政治をめぐる言説をてがかりにして、「政治」および「力」の概念を検討し、本稿で用いる「政治」概念を抽出する。第2節では、社会福祉領域にはたらく政治的な「力」、わけても援助者/被援助者の権力関係と、そのような関係の基底にあるイデオロギーについて考察する。ついで、援助者/被援助者の関係の非対称性を前提としつつ、なお可能となる「力づけ」の倫理とその根拠について検討する。続く節では、政治的な力に対抗する方策として、どのような手段が現在展開されてきているのかを考察することとしたい。

第1節 政治をめぐる言説 — フーコーとフェミニズムを中心に

「政治」とは何か。ラディカル・フェミニズムが早期から、「個人的なことは政治的なことである(personal is political)」(Millet 1970)と述べてきたことは象徴的である。すなわち、中央・地方政府や行政などに関わる諸領域だけが「政治」なのではないという問題認識がここにはある。ジェンダー研究が提示した広義の「政治」は、男/女という関係の非対称性に着目し、生活領域や制度のなかにおいても、ジェンダー・バイアスや両性間の力関係が強固に作用していることを看破するものであった。したがって、われわれの生活領域やさまざまな制度のなかを、「政治」は貫通している。換言すれば、男/女の差異がいかに「政治」的磁場のなかで意味づけられてきたのかを、

これまでフェミニズムないしジェンダー研究は明らかにしてきたのである。

これに理論的な裏付けを与えたのは、フーコーの『知への意志』において提示された権力概念であった。そこでは、権力は次の5つの特徴をもつものとして説明される(Foucault1976=1986: 一二一~一二四)。

- ① 権力とは手に入れることができるような、奪って得られるような、分割 されるような何物か、人が保有したり手放したりするような何物かではない。
- ② 権力の関係は他の形の関係(経済的プロセス、知識の関係、性的関係)に対して外在的な位置にあるものではなく、それらに内在するものである。
- ③ 権力は下から来る。権力の関係の原型には、支配する者と支配される者という二項的かつ総体的な対立はない。生産の機関、家族、局限された集団、諸制度の中で形成され作動する多様な力関係は、社会体の総体を貫く断層の広大な効果に対して支えとなっている。
- ④ 権力の関係は、意図的であると同時に非-主観的である。一連の目標と目的なしに行使される権力はないが、そのことは権力が個人である主体=主観の選択あるいは決定に由来することを意味しない。権力の合理性を司る司令塔のようなものは存在しない。
- ⑤ 権力のあるところには抵抗が存在する。しかし、抵抗は権力に対して外部にあるのではない。抵抗の点、その節目、その中心は、時間と空間の中に、程度の差はあれ、強度をもって散らばされており、時として、集団あるいは個人を決定的な形で調教し、身体のある部分、生のある瞬間、行動のある形に火をつける。

つまり、権力とは、個々人や集団の間に差異があるとき、はたらく力のことをいうと考えられる。それは、「支配する-される」という単純な二項対立に収斂するものではなく、どこでも生産されるもの、遍在するものなのである。

フーコーは、『監獄の誕生:監視と処罰』以来、パノプティコン(一望監視施設)の機構として、監視の目が内面化される過程を記述した。「自分は監視されている」という意識は、やがて内面化され、その内面化された監視のまなざしは自らに向けられる。そのまなざしは自己を監視し、ひいては自分自

身の行為に一たとえば自発的な服従というかたちをとって — 影響を及ぼすようになる。フーコーの権力に対するもともとの関心は、「知」がpolitical economy(économie politique:経済学¹¹)と呼ばれる「操作」を人びとに対して行う²¹ことによって、知がいかに「統制」的な権力になっていくかということにあったようである(米谷1996)。しかしながら、フーコーは「内面化」という概念を用いることによって、統制的な権力が、個人の意志決定を規制するものになっていくことをも明らかにしたのであった。

監視をめぐる「具体的」な記述をふまえたうえで、フーコーは前述したような「権力」の特徴の一般化をはかった。フーコーによれば、政治を構成する要素は、個人の意志決定を規定するものというイデオロギー的要素と、人びとを統制(統治)するという2つの要素からなる。この両者においては、統制が内面化され、イデオロギーとなって個人の決定を「無意識のうちに」規制するものとなるとされている点が決定的に重要である。

これまで、ジェンダーの提示した広義の「政治」と、それに理論的支柱を 与えたと考えられるフーコーの「政治」を概観してきた。 ―般的な意味にお ける政治は、社会ないしは集団において、対等な成員による相互行為によっ て秩序が形成されることを理想とするものであり、その前提には集団や社会 には統一的な決定を作り出す能力があるという仮定がある。特定の人間が権 力を背景とし、多数の被治者に秩序を付与しようとするとき、それは「統治」 と呼ばれる。いずれにせよ、政治を国家や、政府や、利益諸集団に関わるよ うな、何かしら可視的な装置であると考えるとき、そこに関わるか、関わら ないかはわれわれの意志で決定できることのように思われてくる。そうでは なくて、政治が、われわれの無意識の中に根をはっている磁場のようなもの であるとすればどうか。宇野邦一は、この意味での政治を「制度」と呼ぶ。 われわれの活動(生活)の場とは「制度」たる政治が無限連鎖している「磁 場」のようなものなのだと(字野1986:39)。字野のいうように、政治がわれ われの生活を絶えず制御する磁場だとすると、われわれは通常、そこから逃 れられない。そしてわれわれはここでもまた、フーコーの声を聴くことにな る。すなわち、権力が遍在するという立場から政治を捉えるときには、われ われの間にくまなく行き渡った網目状の制度としての政治が立ち現れるからだ。しかし、宇野の述べるように、この場合はもう、政治が制度であるかどうかさえ、疑わしいものとなってくる。「なぜなら、制度のようにある恒常性をそなえた秩序ではなくて、言葉や、身体や、知や、生産や、性をめぐる『不均等な、非等質的な、不安定な関係』のたわむれがそこに見えないまま広がっていて、そこからはじめて制度が形をあらわす、と考えられるからだ」(宇野1986:39)。

以上のような考察をふまえ、「政治」とは何か、と改めて問うとき、それは 次の2つの要素からなるものと考えられる。

- 1)決定を規制 (regulate) するものとしての政治。
- 2) 統治、あるいは統制 (Polizei, police)。

政治とは常に、判断や意思決定に関わるものであるが、そのレベルはさまざまである。国家、地方政府、何らかの集合体(共同体)、家族、個人など、そのレベルは多岐にわたる。それぞれのレベルで意思決定が行われるが、その決定を規定ないし規制するものをも「政治」と呼ぶ、ということが1)の意味内容である。これをイデオロギーと呼んでもさしつかえない。ミクロな政治領域では、上記1)にいう政治は、男/女、夫/妻、親/子、ワーカー/クライエントなどの親密圏においてはたらく力関係に関わる。

統制は、前述した「監獄における監視」の例に典型的に見られるように、「統治(政府)が、国家の枠組みの中で人々を世の中にとって有用な個々人として統治できるようにするための特定の技術」(米谷1996:85)である。この2)統制が規律(ディシプリン)を通して内面化され、1)のイデオロギー的な意味合いをもってくることは先の「自発的服従」にみた通りである。

その結果、フーコーが述べたように、権力関係すなわち「多様な力関係」が「生産の機関、家族、局限された集団、諸制度の中で形成され作動する」 こととなる。

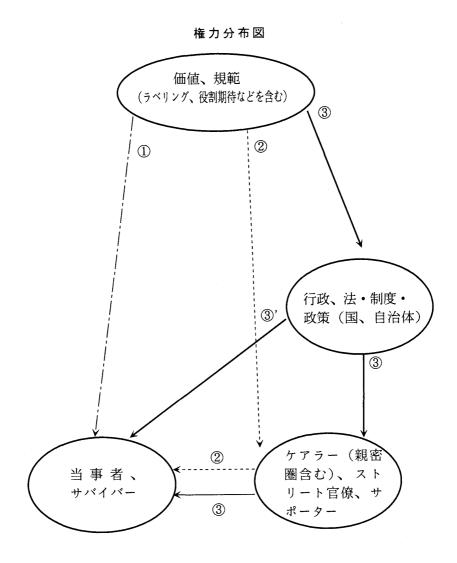
第2節 社会福祉領域における政治

本節ではまず、フェミニズムの提示した「差異の政治学」とも呼ぶべきものを改めて検討し、その問題点を探りたいと思う。フェミニズムはこれまで、男/女に人間の集団を分割すること=差異化という行為は、「政治的」なものであると論じてきた。政治的というのは、そこに権力関係が組み込まれているからである(上野1995:12)。男/女という差異のみならず、健常/「障害」などの差異もまた、一方が一般的なものであり、他方がそれに対して劣位におかれる存在であるということから、そこには必ず権力関係が入り込む。欠性を有徴化し、その欠性を「普通」のレベルにまで充填することを駆り立てるような力が「権力」なのである。したがって、健常/「障害」をはじめとするあらゆる差異化は、政治的な問題であるとされる。

「障害者」というカテゴリーに入れられた人びとは、通常、「障害」をもつ自らの身体の差異を条件として生きる。しかしながら、すべての「障害者」が、自らの身体という場を、自ら肯定し、健常者との差異を認めつつ生きているのであろうか?そのような「障害者」が多数存在することは事実であろう。しかし、「障害」という差異をもった身体を、まるごと肯定しえない場合もある。たとえば、苦痛とともにある身体がそうだ。通常、障害者の解放運動の基底には、差異をもった身体の肯定があるものと考えられている。しかし、ここからは「苦痛」の概念が抜け落ちている。ある種の「障害」には、インペアメント、ディスアビリティといった言葉には包含されえない、よりダイレクトな心身の「苦痛」がつきまとっているからだ。苦痛を感じない「障害者」/苦痛を感じる「障害者」 — この差異性、苦痛を生きるということ、これもやはり「政治的」な問題であるのだろうか?われわれはこれを、「政治」とは違った文脈 — 倫理の文脈で捉えたいと考える。この問題については3節で触れる。

次に、第1節において考察した政治概念を用いて、社会福祉領域における 政治性を素描することにする。(図参照)

いま、社会福祉における権力の布置状況を見るために、以下の4つの要素



を設定する。

- 1)価値、規範(われわれの社会におけるさまざまな役割期待=たとえば男らしさ、女らしさ、母親らしさなど、また「障害者は弱く、保護される存在」等といったラベリングがここには包含される)。
- 2) (中央政府、地方政府における) 行政、法、制度・政策。
- 3) 援助者(ここには、介護、看護などのいわゆるケアに関わる専門職、およびケアに関わるボランティア、ケアに関わる家族、ストリート官僚としての福祉事務所のワーカー、およびセルフヘルプ活動におけるサポーターなどが包含される)。
- 4) 当事者、被援助者(ここには、援助を受ける側としての当事者、セルフ ヘルプ・グループ等におけるサバイバーなどが包含される)。

ここで、権力の布置状況を、当事者・被援助者を中心にしてみてみよう。 当事者・被援助者へは、権力が①②③③'の方向から及んでいることがわか る。①の権力は、社会の価値や規範が当事者・被援助者に影響を与えている ことを示している。すなわち、「母親らしく振る舞わねばならない」「障害を 持つ子どもの世話は、親である自分たちがするべき | 「働けない者は、働ける ようになるための訓練・努力をしなければならない| 等といった「刷り込み | ないしは「駆り立て」が当事者・被援助者を、そうと知らぬ間に規制する力 である。②は、こうしたさまざまな価値や規範が援助者自身をも規定するこ と、さらにかかる見えない権力によって規定された援助者が(その規制を内 **面化しつつも)被援助者等に力を与えるさまを示している。③は、価値や規** 範から影響を受けて成立している法制度と、そのような法制度のもとで業務 を遂行するストリート官僚が、ケアラーたる家族や当事者等に力を与えるよ うすが示されている。③'は価値や規範によって規定されている法制度が、 難病患者に医療保障の自己負担を求める例のように、当事者に直接影響を与 えるようすが示されている。このように、当事者・被援助者は、複数の力の 影響を受けていることがわかる。

以下では、当事者・被援助者が複数の方向からの力を受けていることを念頭に置き、わけても援助者と当事者・被援助者の間にはたらく「権力作用」

を争点化することにしたい。医師/患者関係に典型的に見られるように、ワー カー/クライエントのような援助者/被援助者関係は、しばしば非対称的に 固定化された権力関係に転化することが知られている。家庭における夫/妻、 親/子関係などにおいて、権力は内在的なものであり、下からくるものであっ た。同様に、援助者/被援助者関係もまた、間人格的なコミュニケーション が行われる「親密圏」において、互いの関係を取り結ぶ。その関係が権力関 係に転化しやすいのは、そもそも、健常者/「障害者」・患者・生活困窮者の ような差異にはたらく価値規範があり、ワーカーは、彼らの生活を組成する **ものとして登場するからである。その上、援助の実際において、専門職たる** ワーカーは、援助に関わるさまざまな専門的知識や技術・情報等を含む多様 な「資源」を有しているが、こうした資源を送り手であるワーカーよりも多 く保有しているクライエントというのは、原則的に存在しないということも あげられる。すなわち、サービス資源の保有状況を軸として、サービスの 「送り手」優位の状況が形成されるのである。田尾雅夫は、こうした状況のも とで、ワーカーなどの専門的援助者が、クライエントの取り込みや選別、権 威の動因やその内面化などを通じて、専門職による「クライエント支配」を 強化することを指摘した(田尾1994)。ワーカー側に、相手をコントロールし ているという自覚のないまま、サービスの送り手優位の状況のなかで構造化 されてしまうのが、ここで述べた「クライエント支配」であり、このことが、 ワーカー・クライエント間の権力関係を構成する一因となっている。

しかし、専門職/被援助者の権力関係を形づくる契機となるのは、資源の保有問題のみではない。たとえば、福祉事務所のワーカーが、実習に来た学生に、「こっちもこれだけ大変な思いをして援助しているのだから、あの人たち(生活保護受給者のこと)も、少しは負い目を感じて欲しい」といった内容の「失言」をしたのを聞いたことがある。少しは「負い目を感じる」べきだというのは、生活保護の給付が、垂直的再分配と呼ばれるところの、国家からの〈贈り物〉などではないことを端的に物語っている。生活保護法第1条にいう「自立」とは、現在もなお、一般的には保護を廃止することだと考えられている。ここには、いうまでもなく、個人の自立自助を基盤とした近

代資本制社会の考え方が貫かれている。近代資本制社会においては、等価交 換という観念が自然で所与なものとして受け止められており、効率性や利益 をもたらすものに価値が置かれる。バタイユのいうように、こうした社会の 同質性は、有用性を欠いた部分を排除し、抑圧することで保たれている。生 活保護受給者は、こうした等価交換の評価基準の外側にあるものとして見な されがちである。彼らを「外側」に生きる者として見てしまうこと、このこ とは、いくら「権利」というシェルターを用意しても完全に払拭されること のない、資本制社会を生きる者が知らず知らずのうちに内面化している価値 なのである。先のワーカーの「失言」は、このことを示していると考えられ る³⁾。さらにまた、この「失言」は、われわれに、J.S.ミルのいう「不完全義 務」の概念を想起させる。ミルは、貧しい人々を援けることは、「恩恵的不完 全義務」であると考えていた。不完全義務とは、その遂行が誰も強制されな いような義務のことである。ミルによれば、完全義務がはたらくのは、両当 事者間に対等な相互関係があるような場合である。この場合には、当事者相 互に拘束義務が発生するとされる。しかしながら、援ける一援けられるとい う関係は、「保護」の関係、すなわち当事者同士が非対称な関係にあることで あり、そこから、「授ける」とは恩恵的なものであって必ず遂行しなければな らないような種類の義務ではないとされる。ここで重要なことは、保護の関 係は「対等な」関係ではない、とされていることである。先の「失言」をし たワーカーが、こうした考え方を内面化させていたかどうかはむろん明らか ではない。しかし、保護される存在ははたして援助者と対等な関係を取り結 べないのであろうか?また、この場合の「対等」とはそもそも何を意味する のであろうか?ここにもまた、前述した「等価交換」を評価尺度とする近代 資本制の原理が影を落としているように思われる。近年、注目されている 「ナラティブ・セラピー」などは、援助者と被援助者との「対等な関係」を企 図している。企図する以上、通常の状態ではこの両者の関係は対等でないと いうことなのであろうか?援助者と被援助者の関係の「対等性」の内実を考 察すること自体、非常に重要な課題ではあるが、本稿では行論の性格上、こ の問題にはこれ以上立ち入らない。

これまでの考察で明らかになったことは、援助関係における権力作用を形成するのは、資源の保有状況の非対称性のみにとどまらないということである。すなわち、援助者をその背後から規定する近代資本制社会のイデオロギーが、権力作用を呼び起こす要因になっているということである。

ところで、このような権力関係は、専門的援助者と被援助者の間にのみ生 じるものなのだろうか。金井淑子は、性的虐待を受けた女性のセルフヘルプ・ グループ活動において、虐待を受けた当事者(サバイバー)を支援するサポー ターグループの、「支援活動の落とし穴」ともいうべき問題について言及して いる。すなわち、サバイバーにとって、サポーターから一方的に「闘うサバ イバー像」を期待される重圧や、「支援」という言葉のもとで、目の前にいる 女性が自分と同じ生身の人間であることを忘れた周囲からの圧力が、問題に なっているというのだ(金井1998:99)。金井は、サバイバーから提示された 「強いられない権利」「まるごとの自分を受け入れる権利」という主張を通し て、サバイバー/サポーターという二項対立の関係を問い返し、両者の新し い関係を築き上げるプロセスにおいてこそ、連帯や共感の真の意味が問われ るのだと述べている。このような関係の非対称性は、これ以外のセルフヘル プ・グループでも生じうることに注意しなければならない。前述したように、 差異のあるところには、権力作用がはたらく。加えて、人はすべて「加害可 能性」(花崎皋平)をもった存在である。援助者/被援助者の、ともすれば固 定化した非対称性は、どのような形で乗り越えられるべきなのだろうか。わ れわれは次に、両者の非対称性を前提にしてもなお可能な、「力づけ」の基底 にある倫理の方向を探ることになる。

第3節 個別援助関係における「力」

第2節で考察してきた、援助者と被援助者の関係について、この節では別の角度から検討することとする。その際、重要なキー概念となるのは、前述した「苦痛」の概念である。「障害者」と呼ばれる人びとのみならず、われわれが— ひとが苦痛とともに生きるとはいかなることであるのか?苦痛にはい

かなる意味があるのか?われわれが、苦痛の意味に言及した哲学者に出会うことは少ない。苦痛という刺激に対して、われわれがいかなる対処行為もとりえないとき、その苦痛を伝える神経の役割は無意味であるとベルクソンは述べた。

レヴィナスは、苦痛の意味を存在論的に考えようとする。「享受」の哲学者であるレヴィナスによれば、苦痛とは享受が阻害されたものであるとされる。その意味において、苦痛は意味をもたないものであるとレヴィナスはいう。しかし、苦痛は存在の基本的様態である享受の挫折なのであるから、苦痛もまた存在の基本的な可能態として考えられよう。

われわれは、これまで述べてきたような「政治」の磁場の中で、他者とコミュニケートする。レヴィナスの言い方を借りれば「他者の顔に呼びかけられる」のだ。援助者/被援助者関係において、「呼びかけに応えること」は重要な意味を持つ。この点に関し、港道隆によれば間-人間の応答性は、2つのレベルからなるとされる(港道1997:308)。第一のレベルは、オースティンのいう「言語行為(スピーチ・アクト)」にあたるもので、「聴くな!」という発話さえ、耳にはいればそれに対して感受してしまうような、受動的な性格をもつものとされる。第二のレベルは、その発話の内容に対して、〈Oui〉と応えるか〈Non〉と応えるかという選択をするような、応答のレベルである。いまここに、苦しんでいる者Aがいるとし、Bがその顔と対面するとする(すなわち、Bの顔の公現)。Bは、Aが苦しんでいることに苦しむ。このBの苦しみを、レヴィナスは可傷性(vulnérabilité)と呼ぶ。この可傷性は、先に挙げた応答の第一のレベルにあたるものである。

可傷性は、聞こえた以上なんらかの応え(réponse)をせざるをえないという意味で、憑依(オブセッション)の性格をもつものである。レヴィナスは、それ自体は意味がないとした苦痛=苦しみであっても、他者の苦しみを苦しむことは無意味なことではなく、その苦しみには倫理的な意味があるとし、そこに倫理的な責任(responsabilité)と主体性を見出した。

「私たちの感官の受容性は迎え入れることとしての能動性であり、そもそもの初めから知覚と化しているのだが、苦しみの受動性はこのような受容性よりも根底的な受動性である。苦しみにおいては、感受性は傷つき易さ、感傷性であり、受容性よりも受動的なものである。感受性は試練であり、経験よりも受動的なものである。まさしく苦痛なのだ。実をいうと、受動性によって苦痛が記述されるのではない。苦痛によって、受苦することが理解されるのだ。」(Levinas1991=1993:一二九~一三〇)

ここで重要なことは、Bのヴァルネラビリティによって、Aもヴァルネラブルなものになりうるということである。Aの苦しみによってBが苦しむさまにAは対面する。そのとき、AはBに対して倫理的に応えうる。そのことは、Aもまた倫理的な主体になり得るということである。苦しむBといることが、苦しみの中にあってもなお、Aを「主体」とさせうるということ。苦しむAに「力」が生じる(empower)のは、Aもまた(倫理的)主体となっているからである。このような苦しみの応答の往来、それが「共感」と呼ばれるもののひとつであろう。(たしかに、Bのヴァルネラビリティの「意味内容」が問われるレベルがあるものと思われる。)また、BがAを単なる「癒し」の対象とみなすことは、〈同〉という包摂的了解の対象としてしまうことではないだろうか。つまり、そのような対象としてみることは、Bが、自己の理解をAに押しつけることになってしまう危険があるということである。

最近注目されているナラティブ・セラピーは、クライエントが語り、セラピストが応答するといった交通によって、クライエントが解釈学的循環に自己を了解することに「療法」の焦点をあてているようである。しかし言語コミュニケーションを、言語行為論における「発話内行為」(illocutionary act)と「発話内容=意味 (meaning)」に分けた場合、意味のみでクライエントに自己了解の力が生じるとは思えない。

発話することによってなされる行為を「発話内行為」といい、発言するそのものに内在する「力」は、「発話内の力」(illocutionary force)と呼ばれる。「4時に学校で会おう」と発言することは、そのメッセージとともに、そのこ

とを約束する「行為」であり、その行為に答えを要求する力を持っている。

発話内行為における「力」は呼びかけであり、感受されるものである。 A の苦しみの顔は、援助の呼びかけであり、 B のヴァルネラビリティに憑依する。 A は、 B のヴァルネラビリティの正しさ(B の A の苦しみに対する了解の正しさ)を感受する。 A が、 B のヴァルネラビリティを正しいと感じるとき、さらに自分の苦しみを正確に伝えたいと思う。 それは、 B のヴァルネラビリティに主体的に応えるということであり、 それが自己了解を生み、 結果的に苦しみに対しての「力」を生むのである。

第4節 対抗する「力」

最後の節では、イデオロギーと統制という、2つの政治領域に対する「対抗」の契機を見ていくこととする。対抗する力としては、次の3つの要素が さしあたり考えられよう。

- ① イデオロギーに対抗する力。
- ② フリースクールやNPOの介護ネットワークのような、「システムに対する ノイズ | としての力。
- ③ オンブズマンやアドボカシーのような、既存のシステムに対する監視や 評価、チェック機構としての力。

①にあげた、「イデオロギーに対抗する力」としては、女性、同性愛者、「障害者」、レイプ・サバイバーなど、差異化による権力関係のなかで抑圧されてきた人びとが、これまで語られなかったストーリーを、公的な言説空間に引き出していく力を想定することができる。抑圧の底辺にいる人びとの声が、現在、徐々にではあるが聞かれるようになってきている。プラマーのいうように、彼/彼女らのストーリーは、はじめはおずおずと小さなコミュニティ(共同体)の中で語られるが、やがてもっと広い公的な空間に流れこんでいく可能性をもつ(Plummer1995=1998)。彼/彼女らにとっては、彼らを取り巻く現実の生きがたさや、不当さの感情も含めた彼ら自身のストーリーを開示することは、既存のイデオロギーに対する抵抗の現れなのである。

②は、われわれがこれまで「オルタナティブ活動」と呼んできたものである。 この活動は、問題の解決を、政治や経済といった既存のシステムの改善に委 ねず、問題解決のイニシアチブを、活動に関わる当事者が引き受けようとす るものである。このような活動の生まれてくる背景には、既存の社会福祉サー ビスに対する不満が基底にあることが多い。つまり、既存のサービスの多く は、利用手続きが煩雑で、柔軟性に乏しく、量的にも満足のいくものではな い。あるいは、自分たちが必要とする援助が、そもそも既存の福祉サービス の範疇に含まれていないことさえある。現在介護保険導入に向けて、少なく ない数のNPOが「行政がやらないこと」に積極的に取り組んでいこうとして いる。いうなれば、これらは、現行福祉制度の不十分さに対する現実的な対 応であるといえる。注目すべきことは、これらの活動には、具体的な生活課 題に対する方策を試みたり、実際にサービス提供をするにあたって、これま で親密圏において自明視されてきたような価値や規範、習慣などの根拠を批 判的に問い返す契機が含まれていることである。これらの活動は、通常、「制 度化」というチャネルには乗らない。これらは、一枚岩となって既存のシス テムを変化させるような力は持たないであろう。しかしこれらは間違いなく システムに対する「ノイズ」であり、活動の「オートノミーの獲得そのもの がシステムに対抗的な力を発揮することになる」(斎藤1992:211) のである が。 ③であげたオンブズマンもまた、多様な福祉サービスが適切に行われている かを評価したり、苦情を処理したりすることによって、制度を側面から支え る、利用者側に立脚した活動である。市民オンブズマンの中にはサービスを チェックし、監視し、問題点を告発するといった方法を採らず、サービスに 不満のある利用者とサービス提供者との橋渡しに力点を置くところもでてき ている。オンブズマン制度や利用者の権利擁護(アドボカシー)は、当事者 や福祉サービス利用者の立場を守る上で重要な力となりうる。

以上の「対抗の力」に加えて、「応答の力」がある。

これは、「対抗の力」ではないが、無意味な苦痛に意味を与えるレヴィナス のヴァルネラビリティの考えを中心にして考察したものである。レヴィナス の中心課題は、倫理の由来を探求するものであると考えられる。レヴィナス の受動的な享受から始まる主体形成の存在論は、苦痛とは享受の挫折であることを明らかにする。苦しむ者に対する可傷性、その感受性に応じて生み出される倫理的主体。この主体性は苦しむ者のなかにあっても、形成される可能性があるものである。なお、ナラティブ・セラピーや、鷲田清一がヴェイユの著作を引いて提案する「聴く」ことの力など、他の応答における「力」については、今後さらに検討すべき課題が多い。

おわりに

これまで、社会福祉領域を貫通する「政治」と権力、そして応答の力について検討してきた。援助者は、社会福祉援助の各局面にはたらく権力を自覚する必要がある。これは、援助者が加害可能性をもった存在であることの自覚につながる。さらにまた、不合理な権力を生み出さないような他者との共生のありようが模索される必要がある。この場合、どのような応答が共生を可能にするのかが検討されねばならない。差異のある、非対称な関係を前提としたうえでの他者との連帯や共感のありようは、今後も引き続き検討を要する課題である。

注

- 1) フーコーの『知への意志』の訳者、渡辺守章は、économie という語を次のように 説明している。「古くは『財産の運用・管理』を意味し、そこから普通は『経済』 を意味する。そこには『節約』という意味の『経済』も含まれるが、同時に、富や 財産と離れて、部分を全体の内部に構造的に配分・配置する作業を意味する。 (p.215)
- 2) 例えば人口政策がその例である。よく知られているように、フーコーは、近代国家 においては、国家の構成員一人ひとりが管理の対象となることを指摘した。管理の 対象となる人びとは、その健康面のみならず、性行動にも管理を及ぼされる。
- 3) 福祉受給者一般を、資本制社会にとって「マージナルなもの」として捉えるような 考え方は、近年ではだいぶ変化してきているように思われる。たとえば、障害者福 祉の領域では、1980年に国連が採択した「国際障害者年行動計画」の63項にあるよ

うに、「障害者」を「通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難をもつ普通の市民」と捉えようという考え方が提唱され、受け容れられてきている。また、近年の高齢化の進展により、「人間は加齢とともに程度の差こそあれ、皆障害者になるのだ」という考え方が一般化されつつある。したがって、ここで述べたような偏った「福祉受給者観」が存在するのは、生活保護の領域が最も多いように思われる。給付の形態が、サービス(現物)給付でないこととも関係があるだろう。

- 4) ただし、第二の応答のレベルでは、〈Non〉という拒絶の言葉が発せられる可能性がある。この拒絶は、他者に対する「暴力」であるとレヴィナスはいう。今まで述べてきた、苦しむAと、Aの苦しみに苦しむBとの関係は、いうまでもなく非対称なものである。今仮にBがAの呼びかけに対して〈Non〉といったとすれば、それはBが自己の享受を喪失する不安をもっているからである。拒絶=「暴力」の問題については、行論の性格上別稿の課題とし、ここではこれ以上立ち入らない。
- 5) オルタナティブ活動を行うために結びついた人びとのあいだには、ある種の力が生じる。筆者はここに、アレントのいう power 概念との共通点があると考える。 アレント、志水速雄訳『革命について』 ちくま学芸文庫1995を参照。

引照文献

上野千鶴子「差異の政治学」『岩波講座現代社会学:ジェンダーの社会学』岩波書店、 1995

Millet, K., 1970 Sexual Politics, Doubleday

Foucault, M, 1976 La Volonte de Savoir, Ed.Gallimard=渡辺守章訳『性の歴史 I:知への意志』新潮社、1986

米谷園江「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』岩波書店、870号、1996

宇野邦一「1986年の政治ゲーム、言語ゲーム、あるいは死のメニュー」『現代思想』青 土社、vol1.14-8, 1986

田尾雅夫「第一線職員の行動様式:ストリートレベルの官僚制」西尾・村松編『講座行政学:業務の執行』有斐閣、1994 .

三品(金井) 淑子「新たな親密圏と女性の身体の居場所」『新・哲学講義⑥共に生きる』 岩波書店、1998

McNamee, S., Gregen, K.J., (ed) 1992 Therapy as Social Construction, Sage=野口祐二、野村直樹訳『ナラティヴ・セラピー』金剛出版、1997

Plummer, K., 1995 Telling Sexual Stories: Power, Change and Social Worlds, Routledge=桜井厚、好井裕明、小林多寿子訳『セクシャル・ストーリー

の時代』新曜社、1998

港道隆『レヴィナス』講談社、1997

Levinas, E., 1978 Autrement qu'etre ou au-dela de l'essence、Kluwer Academic Publishers=合田正人訳『存在の彼方へ』講談社学術文庫、1999

Levinas, E., 1991 *Essais sur le penser- à-l'autre*, Éditions Grasset et Fasquelle=合田正人、谷口博史訳『われわれのあいだで』法政大学出版局、1993

Levinas, E., 1961 *Totalité et Infini*, Kluwer Academic Publishers=合田正人訳『全体性と無限』国文社、1989

Austin, J.L., 1962 How to Do Thing with Words, Oxford University Press 坂本百大訳『言語と行為』大修館書店、1978

斎藤純一「批判的公共性の可能性をめぐって」小野紀明他編『モダーンとポストモダーン』木鐸社、1992

今村仁司『暴力のオントロギー』勁草書房、1982

今村仁司『排除の構造』青土社、1985

鷲田清一『「聴く」ことの力』TBSブリタニカ、1999